

《子ども手当とは？》

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童の父母や養育者で主に家計を支えているかたに対し、これまでの児童手当分を含め子ども手当として支給するものです。

※子どもの育ちに関する費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係ない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。
子ども手当の趣旨について十分ご理解をいただきますよう、よろしくお願いします。

《子ども手当と児童手当の比較》

	支給対象	支給月額	所得制限
子ども手当	中学生以下の児童 (15歳の最初の3月31日まで)	1人13,000円	なし
児童手当	小学生以下の児童 (12歳の最初の3月31日まで)	3歳未満、3歳以上の第3子以降 1人10,000円 3歳以上の第1子、第2子 1人5,000円	あり

《申請手続きは？》

平成22年4月1日現在で、市内に住所を有する対象児童がいるかたに請求書等を郵送しています。

申請が必要なかた

◎児童手当を受けていない



「認定請求書」

◎児童手当を受けていて、
中学2・3年生の児童を
養育している



「額改定請求書」

……窓口は混雑しますので、郵送での提出をお願いします……

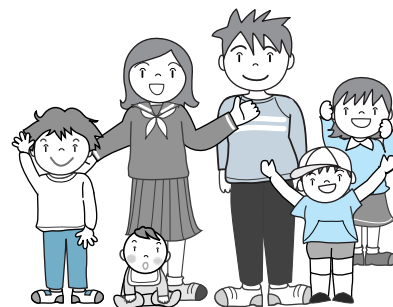
◎出生や転入で支給対象となる児童がいる



子育て支援課・各支所・川口駅前行政センターの窓口で申請してください

◎市外に居住する児童を養育している

◎原則として申請した翌月分から支給されます。
◎出生日または前市区町村の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。
◎日本国外に居住する児童を養育している場合は、児童の年齢以外に支給要件がありますのでお問い合わせください。



申請が必要ないかた

◎児童手当を受けていて、
中学2・3年生の児童が
いない



児童手当から継続して支給します

◎中学1年生も継続して支給します。
◎別途、6月に送付する「現況届」の提出が必要です。



手当の支給

◎6月・10月・2月に、それぞれの前月分までの手当を指定口座へ振り込みます。

最初の振り込みは6月10日(木)を予定しています。
子ども手当の寄附を希望される場合はお申し出ください。

子ども手当が創設され、申請受付が開始されました。
申請は9月30日(木)までです。
お早めの申請をお願いします。

子ども手当の申請は
お済みですか